

嵯峨太上天皇之子也、母百濟王氏、其名曰慶命○中略定生而岐嶷、太上天皇尤鍾愛○中略太上天皇以定奉淳和天皇爲子、淳和天皇受而愛之、過所生之子、更賜寵姬永原氏、令爲之母、故世稱定有二父二母焉。

〔新勅撰和歌集雜十六〕やしなび侍けるむすめの、五月五日くす玉奉らせ侍けるに、かはりてよみ侍ける、

かくれぬにおひうめにけるあやめ草ふかき亥たねに知人もなし

〔尊卑分脈八藤原通憲〕○中略長門守高階

〔枕草子四〕あぢきなきもの

とりこのかほにくさげなる

〔倭訓栞前編十八〕○中略枕草紙に、とりこのかほにくさげなどいふは、養子をいふといへり、閑居友にとりむすめも見えたり、

〔雅言集覽九〕○中略とりこふモラヒ子の意、

〔諸例集二〕續名目之儀ニ付問合

文化五年四月廿八日、伊藤河内守差出順覽廻し、

柴田河内守

伯母聟、先妻之子を以、繼母之養ひに致し候時者、伯母之甥之爲ニ者、從弟之續相成候や、併繼母ニ養はれ候共繼母方之親類ニ者服忌無之ニ付、續名目者無御座候哉、

但服忌者無之候得共續名目者有之候儀ニ御座候は、親類書ニ者書出し候方ニ御座候哉、一體繼母方之續合之者は認出し不申候事故、養ひニ相成候ども認出し候ニ者及不申候哉、右之趣御問合申候否御下ダ札ニ而被仰聞可被下候以上、